社会的養護の新展開 10

―都道府県社会的養育推進計画―

浦田 雅夫
京都芸術大学

都道府県社会的養護推進計画

日本の社会的養護は、厚生労働省の方針のもと、各自治体が 2015（平成 27）年度から 15 年間かけて、施設の小規模化、分散化、里親委託の推進を進める「都道府県社会的養護推進計画」を作成している。2019（令和元）年度末は、各自治体でコロナ対策が行われているなか、2020（令和 2）年からの第 2 ステージの 5 年間に向けての計画を策定する時期である。

2015（平成 27）年度の 15 か年計画時点では、2011（平成 23 年）7 月に出された「社会的養護の課題と将来像」が取り上げられ、「現在、９割が乳児院や児童養護施設で、１割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて」(a)概ね３分の１が、里親及びファミリーホーム、(b)概ね３分の１が、グループホーム、(c)概ね３分の１が、本体施設(児童養護施設は全て小規模ケア)という姿に変えていくことが目標に掲げられた。

2015（平成 27）年４月１日現在では、本体施設入所児童の割合が 76.4%、グループホーム入所児童の割合が 7.9%、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合が 15.8%であり、これを最終年度までにそれぞれ「概ね１／３」ずつにすることを目標としたのである。

ところが、平成 28（2016）年度の児童福祉法改正、そして「新しい社会的養育ビジョン」の突然の登場により急激に里親委託シフトへと舵取りが行われた。遅々として進まない、里親やファミリーホームによる養育を一気に推し進めようというねらいだ。

また、第 2 ステージからは、要保護児童のための「社会的養護」から要支援児童を含む「社会的養育」「家庭養育」へと移行している。そのため名前も「都道府県社会的養育推進計画」と名称変更されている。この第 2 ステージの基本的な考え方について、厚生労働省「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」では、「子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現する計画を立てる必要がある。その際、国会審議において明らかなように「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直して、『新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現する必要がある。」とし、「社会的養護の課題と将来像」を前面否定している。これまでにもみたが、急激な舵取り変更に社会的養護関係者からは大きな批判がでた。

なかでも、「３歳未満については概ね５年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね７年以内に里親委託率 75%以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親委

託率 50%以上を実現する。」「 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は１年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても３年以内を原則とする。）」といった数値目標が独り歩きし、大きな議論になった。

都道府県社会的養育推進計画の策定

各自治体では、2020 年度からの 5 年間のステージおよび最終年度である 2030（令和 11）年度末の里親委託率をどのように計画するかが大きな課題となっている。厚生労働省では、各自治体の全体状況の公表には至っていないが、すでに 9 割の自治体で数値目標をクリアしていないの報道がなされている。

こういったなか、里親による養育を推進する団体等は、厚生労働省あてに、各自治体が推進計画を見直すよう、要望書を提出している。

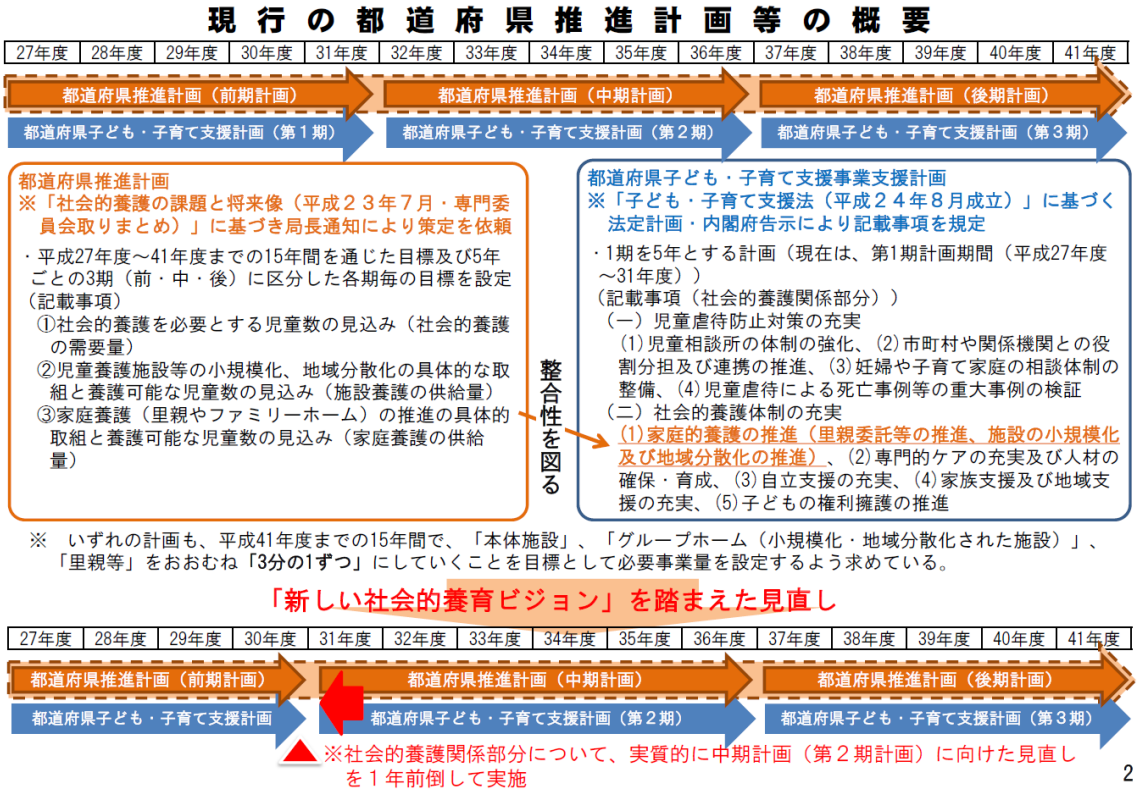

第 21 回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
資料「現行の都道府県推進計画等の概要」（2017）